

■第1回 鉾ヶ崎地区復興まちづくりの会について

第1回 鉾ヶ崎地区復興まちづくりの会の議題は以下の通りです。

詳細については、別添の当日配布資料をご参照ください。以下には、主な説明内容を記載します。

○アンケート結果の報告【資料1】

平成23年7月8日から7月26日の期間で被災地及びその周辺の各世帯を対象に「復興に向けた計画づくりに関するアンケート調査」を行いました。そのうち鉾ヶ崎地域分の分析結果についてご説明いたしました。詳細は配布資料をご覧ください。

○検討会の立ち上げについて【資料2】

再びこのような深刻な被害を受けないよう、安心・安全に暮らすことができるまちを地区の皆さんで十分に議論していただくため、「検討会」を立ち上げて議論していただくことをご提案し、ご了承いただきました。

- ・ 鉾ヶ崎地区では、自治会等から選出された構成メンバーとまちづくりの会当日にご要望のあった学校関係者（PTA）から選出された21名のメンバーで構成される「検討会」を組織し、検討を進めます。
- ・ 検討会で話し合われたことは、毎回、「地区復興まちづくり便り」で皆さんに検討状況を報告し、意見募集を行います。「地区復興まちづくり便り」は、市の広報誌に挟み込む形で皆さんに配布します。
- ・ ある程度、計画がまとまった段階で「計画案内覧会」を地区の集会施設等で開催し、その場で計画案のご説明やご質問にお答えする他、ご意見をいただくこととしております。

○復興まちづくりの考え方、復興パターン案について【資料3】

今後の検討会での検討のたたき台として、これまで市で検討してきた「復興まちづくりの考え方」と「復興パターン案」をご説明いたしました。鉾ヶ崎地区では4パターンをお示ししておりますので、配布資料をご覧ください。

■留意点

- ・ 検討のたたき台であり、この案のどれかに決めるというものではありません。
- ・ 移転先の土地所有者の承諾や土砂災害警戒危険区域等具体的な調査はしておりません。
- ・ 今後、国や県の方針決定や制度改正等により変わることがあります。

■復興パターン案の見方

- ・ 【非可住地】住宅を建てることができませんが、工場や商店等の事業系建物や倉庫等は建設できる区域です。
- ・ 【構造規制等条件付可住地】構造を強化した頑丈な建物を建てることにより居住することができる区域です。
- ・ 【面的嵩上げ】地盤を面的に嵩上げし、住宅を建てることのできるようにする区域です。
- ・ 【移転候補地】高台等への移転先のイメージを示しています。
- ・ 【避難場所】地域防災計画等に位置付けられている代表的な避難場所を示しています。
- ・ 【津波避難ビル等】津波発生時に避難することができる強固な建物の配置を示しています。
- ・ 【防潮堤】過去に発生した2番目に大きい津波、明治三陸津波クラスに対抗する防潮堤を整備する予定です。

○復興まちづくりの手段・方法について【資料4】

復興パターンに沿ったまちづくりの事業手段・手法についてご説明いたしましたので、配布資料をご覧ください。

- ※ 現行制度に沿った内容を記載しておりますが、要件緩和等制度改正が検討されております。
- ・ 宮古市は沿岸部一帯で大きな被害を受けており、市のお金だけで復興を進めることは難しいことから、国の補助制度を活用しながら事業実施を図ります。
- ・ 個別嵩上げや構造規制区域での再建には、現状で補助制度がありませんので、被災者生活再建支援金や災害復興住宅融資制度の活用もご検討ください。

■皆さんからのご意見・ご提案

検討の進め方について	・避難場所として小中学校があるので、メンバーの中に学校関係者を入れてほしい。
復興まちづくりについて	・各まちづくり案について、それぞれの事業費や事業期間を示してほしい。 ・漁業施設や船揚場の復旧を早くしてほしい。

■主なご質問と回答

検討の進め方について	Q：検討会はどのくらいのペースで行うのか。	➡	A：最低でも月に1回くらいのペースで実施することを想定しています。
	Q：私たちの意見を地区の代表の方に持って行っていただきたい。私たちが意見を言える方法はあるのか。	➡	A：検討会の検討内容は復興まちづくり便りで住民の皆さんに報告し意見募集に努めます。便りに添付する意見記入用紙を事務局に提出又は検討委員の方に直接お渡しになるなど意見をお寄せください。
	Q：基本的なことは行政がリーダーシップを取るべきではないか。スピードが遅すぎる。	➡	A：スピードが遅すぎるという指摘はありますが、今後何十年にもわたるまちづくりの話であり、行政が一方的に案を示すより、住民の皆さんを中心とした検討会で検討していただくことが大事であると考えています。
	Q：現在、市では復興基本計画づくりの会議をしているが、この計画との関連はあるのか。	➡	A：復興基本計画を10月末までに策定し、その後来年3月までに推進計画を策定します。各地区の復興まちづくり計画と推進計画は平行する形で行い、推進計画に取り入れていきます。
防潮堤等の施設について	Q：防潮堤の高さが海拔+10.4mでは、3.11の津波から逃げられないのではないか。	➡	A：過去2番目の高さの津波に対応する防潮堤を整備するというのが国の方針ですので、明治三陸津波を防ぐ高さとなっています。防潮堤だけではなく、避難路などを併せて検討する必要があります。
復興まちづくりについて	Q：漁港施設や港の船揚場の復旧についてはどう考えているのか。	➡	A：漁業施設等の復旧については、現在準備をしており、まもなく工事に入る予定です。
	Q：パターンごとに何年かかるか示してほしい。理想のパターンだが時間がかかるのでは待てない	➡	A：工事期間については盛土量や宅地造成する場所など、もう少し詳しい検討材料が必要になります。今回は、検討会でのいただき台として提示しましたので、今後の具体の検討が進んだ後に工事期間や事業費などをお示しします。
	Q：各案でどのくらいの費用になるのかを示してほしい。	➡	A：事業費については、もう少し詳細な検討が進んだ後にお示しします。
事業手法について	Q：集団移転をする際には、1戸でも反対すると成立しないのか。	➡	A：集団移転については、一定の規模の区域の方が、区域全体で移動する形になります。最低の戸数はありますが、集団で移転していただくことが基本になります。
	Q：建替えの支援金や補助制度はどうなるのか。	➡	A：まちづくりと家の再建はセットであり、制度内容の改正や補助期間の延長等を国でも検討しています。決まり次第、お知らせします。
浸水区域内の土地・建物について	Q：既に家を再建している人がいるが、どうなるのか。	➡	A：事業実施に伴い、支障となるようであれば、移転補償金をお支払いし、移転をお願いします。